

松 山 大 学 論 集
第24卷第4 - 2号抜刷
2012年10月発行

近世における初期私札の実像
—— 三重県を事例として ——

千 枝 大 志

近世における初期私札の実像

—— 三重県を事例として ——

千 枝 大 志

1. は じ め に

日本紙幣史、とくに初期私札研究を語る上で、次の理由により三重県は欠かすことのできない県といわれる。①伊勢山田で、17世紀初頭に山田羽書なる日本初の紙幣というべき地域通貨的私札が発行されており、それは、欧州最古の紙幣といわれる17世紀中頃に出されたイギリスの金匠手形（ゴールドスミス・ノート）よりも早く、世界史のみでも中国四川省で使われた交子に次ぐ紙幣発行の早さであると評価できること、②山田羽書の存在は県内を含む畿内の私札や藩札の発行に大きな影響を与えたと位置づけられること、③県内では、山田羽書の影響を受けて、松坂羽書や射和羽書といった初期羽書、すなわち初期私札が数多く発行されたとされており、県全体としては、「エコマネー発祥地」と言いうるほど、全国に先駆けて地域通貨が発行された先進的な経済構造が17世紀段階で形成されていたといえること、以上の3点が、全国レベルでの重要性の主たる理由である〔村田2003・千枝2011b〕。

昨年末、筆者は、三重県松阪市の松坂城址内にある松阪市立歴史民俗資料館において、「藩札や羽書と呼ばれた古紙幣に着目して地域通貨の発祥の地の1つとも評価し得るほどに繁栄した江戸時代の松阪とその周辺部の経済的様相」（仲村隆彦氏「ごあいさつ」〔千枝2011b〕）を垣間見ることを狙いに開催された「藩札と羽書～松坂のエコマネー」展なる特別企画展示（会期2011年10月1日から12月11日）の展示監修や図録の執筆を担当することになった。その

ため、筆者は松阪市域を中心とした三重県内の古紙幣について史料調査を行い、様々な方々のご協力を得て、非常に多くの関係史料に接する機会に恵まれた。その大半は、既に先学の研究で度々紹介・利用される史料についての確認作業的なものではあったが〔武藤 1956・荒木 1968・紀州古泉会 1985・国立史料館 1993〕、著名な古紙幣、とりわけ個人所蔵の現物を手に取り調査できることは減多となく、調査自体、大変有意義なものであった。さらに、新出といふべき史料も複数発見されたため、目玉の展示品も増えるなど、内容も非常に充実した企画展となった。お蔭様で、展示も概ね好評だったようであり、展示図録は現在品切れであるという。

この企画展を通じて、新出史料により、通説の修正に迫る事態も若干生じたのであるが、その意味においては特に、『反古帖』（個人蔵）なるスクラップ帖に張り込まれた、筆者が「村田札」と命名し紹介した初期私札の見本刷（縦26.7 糎×横37.0 糎）は、非常に重要な存在である（写真①参照）。券面にみえる村田亘次なる人物は、相可の商家村田家と推定されるが〔多気町 1992〕、ともかく村田札は、今まで存在自体確認されていなかった初期私札である。この出現により初期私札をめぐる新たな問題も生じたものの、従来不明であった事象が明確になったことも多く、初期私札の今後の研究の基盤史料の1つとなることは疑い無い。

このように本稿は、「藩札と羽書～松阪のエコマネー」展の開催をきっかけに判明した三重県の初期私札の実像の一端を紹介することを主目的としているが、あわせて、古紙幣をめぐる古紙幣学的研究と経済史学的研究との学際的研究の起爆剤となることも意図している。それに関連して、近年岩橋勝氏は、藩札研究の主要なアプローチ方法を次のように述べている〔岩橋 2005〕。

おおよそ藩札研究には2通りの方法があり、その1つは古銭学的研究と
言うものである。その額面や発行時期、図柄、紙質、および印判等について、いわば形態的に研究される。収集間の取引相場に影響することもあり、
こちらの研究は戦前からさかんで、戦後まとめられた荒木豊三郎編『日本

写真① 村田札見本刷（個人蔵『反古帖』）



古紙幣類鑑』(増訂版, 全3巻, 1972)『藩札上・下』『お札(私札)』(1966-69)が代表的な著作である。もう1つは経済史的研究であり, 藩札が発行される背景や, 流通による経済的影響を分析する。そのためには貨幣種別や発行量等をできるだけ網羅的に知る必要があり, 1975年に日本銀行の要請で日本貨幣協会によってまとめられた「古紙幣一覧」(『図録日本の貨幣』6に収載)が今日もっとも信頼できる資料となっている。

これは, 岩橋氏が勤務先であった松山大学の図書館に眠っていた「奥平コレクション」なる大量の藩札コレクションを整理するにあたって叙述したものであるが, これは藩札のみならず私札の研究においても適用できる注目すべき見解である(なお, 本稿では, 岩橋氏が「古銭学的研究」と称する研究を古紙幣学的研究, 「経済史的研究」とするのが経済史学的研究に言い換えて行論している)。実のところ, 従来は, 古紙幣学的研究と経済史学的研究との, いわば

学問的対話が非常に盛んであったが〔豊田他 1969・村田 2003〕、現状では以前に比べると不活発であるといえる。しかし近年では、日本銀行が所蔵する「錢幣館古文書」の目録化が完了（さらに日本銀行金融研究所貨幣博物館 HP 上で目録及び画像データを公開）したことを契機とする、いわゆる後期山田羽書研究〔藤井 2012〕や、「奥平コレクション」の事例を参考とした古紙幣の分類研究も登場する〔倉林 2007〕など、学際的なかつての状況に戻りつつあるともいってよい〔福井市立郷土歴史博物館 2011〕。

初期私札に関しても、最近になって鹿野嘉昭氏が、山田羽書の紙幣史上の位置づけと、射和羽書の1つである富山札の分析を通じて、藩札前史としての初期私札の発行及び流通についてマクロ経済学的な分析を行うなど〔鹿野 2011〕、古紙幣学と経済史学の共同作業による分析が行われはじめている。本稿の目的は、単に企画展の学術的なフィードバックだけではなく、古紙幣学と経済史学との学問的対話の基盤づくりをも意図しているわけであるが、具体的には、初期私札である初期羽書類の券面の形態情報を重視していく。というのも、後述するように券面には、当時の流通や発行の実像を知る上でかなりの情報が盛り込まれているからであるが、従来の研究はこの点を軽視してきた傾向が強く、まだまだ検討する余地が残されていると思われるからである。

したがって、以上の観点に基づき、次章以降、三重県下の初期羽書の実像について具体的に検討していきたい。

2. 射和羽書（富山札）を基軸史料とした形態面での検討

前章で述べた課題を克服するために、『図録 日本の貨幣』第2巻などに写真掲載されている17世紀代に発行されたといわれる三重県内の初期私札、すなわち初期羽書を分類・集成することで、羽書の現物を文字史料として位置づけし直す作業を行ったが、その結果が表Iである。但し、同表では、元禄10年（1697）発行の山田羽書は除外したが、その理由は後に明らかになるであろう。

まずは、表Iを作成するための羽書の分類について説明しておこう。一見す

表 I 主な近世三重の初期羽書一覽

No. 【A】	羽書名 【B】 (含版称)	飛行地域 【C】 (含題誌)	主要な券面表記【D】					備考【E】	
			①地域	②銀	③委取	④金額	⑤注意文言		⑥人名
1	山田大路札		丁銀	請取	分(2・5)・ 匁(1)	「此は普次第銀可渡蔵出入算用仕後相 違候共不存候但仁年過可為本古候」	表「山田大路長石」 (山田大路長右衛 門?)	大黒天図・「伍 大力菩薩」	墨書③④。「小は書」→1匁 札除外。「戌」→慶長15年?
2	松田札		富貴丁銀	請取	分(6・7)	「此は普次第かね可渡候但仁年過候可 為反古候は普念入御取可有候」 「候」	表「松田 治」	クリカラ明王図	墨書③④。「いぬ」→慶長 15年?
3	恵見札		丁銀	請取	分(3)	「可渡候但仁年過可為反古候」 念入「可有」出「不」て出「取」 所へ渡「候政候」	表「宗吉(花押)」 見「二平衛」 (恵見平衛門宗吉?)	『輯古帖』(福村士佐藏)所収。 墨書?③④。「小はかき」。 「いぬ」→慶長15年?。左端 切断か。慶安4年山崎地下名 代江見平右衛門宗吉『輯古 帖』の花押と酷似	
4	〔発行元不 明のため便 宣上仁右衛 門札と版 称〕		丁銀	請取	分(2)	「は普次第かね可渡」 但仁年「可」可為「古」向仁及ヨリ上の は書出不申候「為後」		大黒天図	『輯古帖』(福村士佐藏)所収。 墨書?③④。「小はかき」。 「亥」→慶長16年?。左端切 断か。「仁右衛門殿」と丁銀 の所の「古」の追算も墨書?
5	星山札	山田	丁銀	預	分(6)	「此うら判なきは書ハ与中不存」 与「此は普次第第二無異候何時成共 かね可渡候」二出入算用仕候者後ハ 不存候相違有は書取所へ御返可有候」	表「河崎 星山 権兵」 「河崎 星山」	歌仙人麻呂像 図・如来図?	墨書③④。「小は書」。「亥」 →元和9年?。星山権兵衛 家は慶安4年には河崎年寄と して確認(『輯古帖』)
6	杉木札		丁銀	預	匁(1)	「此は普次第無異候何時テモかね渡 可申候」 不「可」り上の「候共御はん可被念 入」可有候	表「一志 杉木 吉太」 裏「※A「下」志与」 9名)	大黒天図・玄奘 図?	墨書③④
7	千賀札		預	預	匁(1)	「可成共銀可渡候」 「上中郷与 此う ら判なき羽書与中不存」	表「上中」千賀八 裏「山田羽書惣中」	大黒天図・恵比 寿図・「伍 大力 菩薩」	墨書③④
8	野崎札		丁銀	預	匁(1)	「此は書」 「可」与不「可」	表「野崎市三良」 裏「西河原与」 「※B 「羽書与」9名)	某動物図?	墨書③④。「亥」→元和 9年?
9	松村札		預	預	匁(1)	「此羽書付六拾四匁ヲ以念老阿渡シ可 申候」 「前」匁「上」ハ書出し不 申候」	表「松村六夫」 裏「中」 「船江 羽書 」8名)	大黒天図	墨書③④

10	綿屋札		下中之郷	丁銀	預	預	分(1)	「はかき次第かね可渡候蔵出入算用仕候者後ハ不存候は書念入被書被成相違有は書取所可有御返候但仁年過可為反古候」	表「綿屋平三」裏「※D「下中之郷」字10名	某動物図?	墨書 (3) ④
11	瓦布屋札 (梅屋札)	宇治	宇治	丁銀	請取	預	分(5)	「は書次第かね可渡候蔵出入算用仕候者後ハ不存候は書念入被書被成相違有は書取所可有御返候但仁年過可為反古候」	表「梅屋左兵衛(花押)」裏「昆布屋権七」	弁財天図	墨書 (3) ④、①、「亥」一慶長16年?)
12	上野札・梅屋札	宇治	宇治	丁銀	預	預	分(1)	「此羽書次第無異候時にてかね可渡候蔵出入算用仕候者後ハ不存候は書念入被書被成相違有は書取所可有御返候但仁年過可為反古候」	表「上野兵三」「上野満左衛門」「梅屋松大夫」裏「※E「宇治」羽書組中」(9名)	恵比壽図・南蛮入図・貫入図	墨書 (3) ④。上野札(兵三・満左衛門)・梅屋札は別冊に現存。版木も一部現存
13	はかりや札		伊勢松坂	丁銀	預	預	分(4・8)・ 分(1)	「式年すき候ハ、ほうくたるへへ候」	表「はかりや丸兵衛」裏「興(花押)」	大黒天図・「五大力菩薩」住吉大明神	正保5年切支丹嫌疑により断罪し絶家。墨書(「巳」)。「戊」
14	下蔵札		伊勢松坂		預	預	分(5)	「此小判書取可渡候上ハ出不申候念入御取可候」	表「下蔵淨意」	「伊勢大神宮五大力菩薩」	墨書 (3) ④。日野町二人組
15		松坂					分(6)	「此小判書取可渡候上ハ出不申候念入御取可候」	表「雲出蔵七郎左衛門」	「伊勢大神宮五大力菩薩」	日野町二人組。墨書(3) ④
16	雲出倉札 (雲出蔵札)		伊勢松坂		預	預	分(1)	「このはかき以下十六及小判書取可渡候上ハ出不申候念入御取可候」	表「雲出倉七郎左衛門」	菩薩図	墨書 (3) ④。正保3年正月3日(「丙戌正參帳」)発行
17	仲嶋札		蚌和		預	預	分(1)	「此小判書取可渡候上ハ出不申候念入御取可候」	表「仲嶋久兵衛」裏「伊勢中嶋」	仏(または高僧)図	墨書 (3) ④
18	布屋札		伊勢蚌和	丁銀	預	預	分(7)	「此小判書取可渡候上ハ出不申候念入御取可候」	表「布屋豊右衛門」裏「ぬのやぶもん」	布袋圖・菩薩圖	墨書 (3) ④
19	札野札		伊勢蚌和	丁銀	預	預	分(3・5・7・8)・ 分(1)	「此小判書取可渡候上ハ出不申候念入御取可候」	表「札野宗次兵衛回幸左衛門」裏「定信(花押)」	大黒天図	墨書 (3) ④
20		蚌和			預	預	分(2・3・4・5・6・7・8・9)・ 分(1・2)	「此小判書取可渡候上ハ出不申候念入御取可候」	表「蚌和雷山長左」裏「定弘(花押)」	十二神図	羽書仕入帳のみ現存(寛永1年)
21	雷山札		伊勢蚌和		(預)	(預)	分(2・3・4・5・6・7・8・9)・ 分(1)	「此小判書取可渡候上ハ出不申候念入御取可候」	表「雷山長左衛門」裏「定(花押)」	弁財天図・大黒天図	羽書仕入帳のみ現存(寛永12年?)

22								表「畠山長左衛門」			羽書仕入帳のみ現存(寛永14年?)
23								表「畠山長左衛門」			羽書仕入帳のみ現存(正保3年)
24								表「梅屋「長井宗右衛門」			羽書仕入帳も現存(正保4年)
25								表「梅屋「長井善兵衛」裏「利正(花押)」			墨書(③④)
26								表「此羽書以六十四奴小判志阿可渡候」 「志奴ヨリ上ハ〇シ不申候」			墨書(③④)
27								表「此羽書額預かり申奉に小判相場次第相渡可申候此は書よく念入御請取可被成候御正」			版木も一部現存(⑤→縦6.3×横3.6釐×高4.1釐。⑥→縦6.0釐×横3.6釐×高4.4釐)。宝永5年紺田常勝(享年78)。墨書(④)。「常弘(花押)」
28								表「高田倉庫順道」			河芸郡史に翻刻紹介されるのみで現存せず。同書では発行年正保2年と推定。券面の信仰表記(⑦)に脱字有(高田山守護)か
29								表「長島屋兵右衛門」			河芸郡史に翻刻紹介されるのみで現存せず。同書では長島屋兵左衛門とも有。券面の地域表記(⑧)に脱字(「〇村)有か
30								表「村田」裏「直次」			雛形のみ現存。「相可村 村田氏所蔵 時代不詳」と後年の注記あり。多気町史にみえる相可の富商村田家と推定
31								表「直次」裏「直次」			雛形のみ現存。「相可村 村田氏所蔵 時代不詳」と後年の注記あり。多気町史にみえる相可の富商村田家と推定

ればわかるように、形態情報、とりわけ具体的な文字情報の差により分類【A】すると、大きく31種類（No 1～31）に分類が可能である。また、現存する羽書を発行者別に分類【B】すると、計24種（但し宇治羽書の上野満左衛門札・上野兵三札、梅屋松大夫札を別個にカウントすると26種）となる。

さらに、発行地域で分類【C】すると、計9種となるが、【C】がとりわけ重要といえる。なぜならば、それ自体が、推定を含めて9地域で羽書が出されていたことを表しているわけであり、それは即座に該当地域が先進的な信用経済が成熟した商業地域であったことをも示すからである。その上で、9地域を支配領域で区分してみると、山田（外宮領）・宇治（内宮領）が伊勢神宮領、松坂・丹生・白子・相可が和歌山藩領、射和が鳥羽藩領、中万が津藩領、高田が高田本山領、の5つに分類できる。特に寛永3年(1626)時点で既に、松坂・射和・丹生・宇治山田の羽書は相互に交換できる存在であるため [千枝 2011 ab]、支配領域を超えた羽書の信用力を想定することもできよう。つまり、羽書を介した商人間の信用取引の広域的ネットワークの存在である。

このことに関連して、鹿野嘉昭氏は、交換手段としての初期私札の流通性や認証性を現物の形態分析から言及している [鹿野 2011]。すなわち鹿野氏は、近畿地方の初期私札は極めて類似性の高い形態をなし、特に、①縦18～22糎、横3糎前後の短冊形であること、②券面上部には、宗教的権威による受容性の高度化を図るべく神仏の印章が捺印されていること、③券面下部には、発行人の住所・氏名の記載があること、の3点が共通する特徴であることを指摘する。さらに、初期私札は、取扱いの至便な短冊形の形状のみならず、様式・文様が定型化され、額面記載も定額化されるなど、不特定多数の人々が、一見ただけで貨幣であることを容易に認識できるような技術革新が施されていることなどを論じている。形態面での類似性については、古紙幣学のアプローチからも既に同様の指摘がなされるなど [日本銀行調査局 1970・1973～75]、いわば通説的な理解といってよく、また、これら畿内古紙幣は、三重県内の初期羽書は伊勢系統、大和下市銀札などは大和系統、大坂江戸堀川銀札などは大阪

系統の初期私札，と3系統に分類されている [荒木 1968]。

しかし，初期私札の現物を，まずは発行・流通の地域面から3つに大分類したとしても，次に当然なされるはずの各系統内の仔細な形態的検討は，現状ではさほど進んでいない。よって，多くの論者は，なかば感覚的に初期私札の流通を指摘しているといっても過言ではない。だが，寛永初年段階で支配領域を超えた羽書取引がなされていたという事実を重んじるならば，単にサイズがほぼ同じである点などに留まらず，取引の実態面でも類似性を見出せるのではないだろうか。

そこで，券面表記【D】，とりわけ文字情報について注目してみたい。従来，初期羽書は劣化と汚濁が甚だしく，文面等を十分に観察すること自体困難な場合が多いために，券面の墨書や印章にみえる文字をしっかりと判読する作業はさほど進んでいなかったが，それでも古紙幣学的アプローチから券面よりの形態情報，とりわけ文字情報はかなり引き出されている [荒木 1968]。しかし，問題とする現物にみえる文字情報のみで判読するというやり方が多かったためか，誤読が非常に多かったことは否めず，また，網羅的な文字情報の集約作業や統一的な検討もほとんどなされてこなかった [鹿野 2011]。つまり，初期羽書の現物自体，貴重な文字史料であるにも関わらず従来あまり利用されてこなかったのは，文字判読が困難であったことに起因するのである。それに加えて，初期羽書に関連した年次のわかる文字情報は非常に少なく年代を特定することが比較的難しいため，従来提示されてきた推定年代というのは，不確定要素を多分に含み，それが故に文字史料としての利用が避けられてきたという事情もあろう。

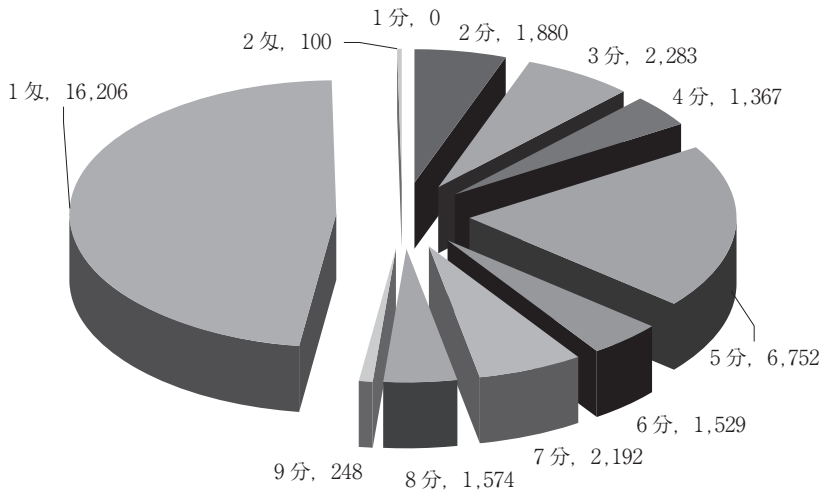
では，どうすればそれらの問題を克服できるかといえば，有力な一案としては，一部でも判読できた（あるいはできそうな）文字情報等を手がかりに，同時代の他の文字史料や汚濁等の少ない初期羽書から得られた文字情報とつぎ合わせて難読文字を判読する方法があげられよう。その際，年次が確定ないし類推できる史料を基軸とすることで，文字情報の経年的変化を読み取ることも可

能になろう。これらは、寛永初年段階で羽書相互の互換性がみられることや、形態面での類似性が高いことを鑑みれば、券面にみえる文言、すなわち文字情報にも一定の類似性がみられるのではないかという仮説に基づく手法である。但し、いわば先入観を持った上で別の史料から文言を復元する作業になるため、誤読の可能性も全く無いとは言い切れない。しかし、実際作業を進めてみると、初期羽書同士の形態情報の共通性は思いのほか高いため、結果としては不安自体がほぼ杞憂に終わっている。

ともかく、そのような作業を行う際には、①文字情報を読み取り易いこと、②年次推定が容易であること、の2点が最も重視されるのであり、それらの条件を満たす史料がベースとなるのである。その場合、最も信頼できる基幹の初期羽書といえるのが元和10年(1624)に成立した射和羽書の発行台帳兼見本刷帳である『羽書仕入帳』が残る富山札(No.20~24)であることは疑いない[山崎他1955・河原1977・勁草書房1983・鹿野2011]。そのため、本章では富山札を基軸として、まずは、羽書の④金額面の検討を行いたい。表Ⅱは、『羽書仕入帳』から判明する富山札の発行枚数(計34,131枚)の内訳を示したものであるが[河原1977・勁草書房1983・国立史料館1993・鹿野2011]、一見すれば明らかなように富山札は1匁札の羽書の発行が最も多く、次に5分札、それに続き3分札といったように1匁札以下が発行されている。

注目すべきは、富山札は、若干ではあるが2匁札が発行されていること、1分札は皆無であること、の2点である。というのも、表Ⅰの④金額をみればわかるように、現存する他の羽書では、2匁札と1分札は全く確認できないからである。とりわけ、富山札と同様、村田札(No.30・31)も見本刷であるが、そこにも見られないということを重視すると、初期羽書全体を考えても1分札(後述のように2匁札は発行された可能性が高いため除外)という羽書は発行されなかった可能性が極めて高いといえる。それでは、富山札のみ確認できる2匁札について考えると、表Ⅰの富山札をみると、実は2匁札は、富山家の羽書発行业の初見年である寛永元年のみ発行されたものであり(No.20)、それ

表Ⅱ 富山札（射和羽書）の発行枚数の内訳（単位：枚 合計 34,131 枚）



※先行研究 [河原 1977・勁草書房 1983・鹿野 2011] を参考に作成 [千枝 2011b]

以降は全く発行されていないという、いわばテスト版の羽書であったことが判明する。さらにその推測は同年発行の羽書のみ、⑤注意文言に「弍匁之上不出候」と印章が捺されていることから補強できる [豊田他 1969]。つまり、寛永元年に発行されたのは2匁札以下の羽書であったが故に、「2匁札より上の羽書は発行しない」と但し書きが施されているのである。その点を考えると、2匁札以上の羽書の発行を認めない但し書きの印章が捺されている羽書については、現存してはいないものの、2匁札が発行されていたと想定することが可能である。そのような観点で見た場合、富山札と同様の射和羽書である札野札 (No 19) と山田羽書である仁右衛門札 (No 4) にも類似する文言がみられる。したがって、少なくとも射和羽書と山田羽書については、寛永元年頃までは2匁札という高額羽書が発行されていた可能性が高いのである。

また、富山家は、寛永元年から同 14 年頃までは9分札を出していたが (No 20~22), 9分札は今のところ当該時期の富山札のみ確認できる羽書である。

このように同家は年次を経るごとに高額の羽書の発行を停止する傾向がみられ、これは高額羽書発行のリスクを軽減する意味があったと思われるが、1匁札のみが例外的に発行され続けており、正保4年(1647)に至っては1匁札のみが発行される事態となっている(No.24)。このように富山家では1匁札が一貫して尊重されてきたわけであるが、他の多くの初期羽書も1匁札の現存率が高く、さらには「1匁札より上の羽書は発行しない」旨の印章が捺された羽書も複数存在している(No.9・12・14・16・26・30)。したがって、これらの印章がみえる羽書は、富山札の事例から考えると、寛永12年以降の発行である可能性が高い。

次に富山札の⑤注意文言に注目すると、寛永元年から同14年頃までは、変動相場(「相場次第」)による小判との両替可能な文言、さらに正保3・4年には金1両=銀66匁の固定相場による両替可能文言が記されている。そのような小判との両替文言に注目すると、他にも複数の羽書(山田・松坂・射和・丹生・中万・高田・相可)に類似する小判両替の文言がみられるものがあるが(No.9・14~16・19・26~28・30・31)、特に注目すべきは、金1両=銀64匁と金1両=銀66匁の2つの固定相場がみえることである。金1両=銀66匁のレートについては、正保3・4年の富山札と、同3年発行と推定できる松坂羽書の1種である雲出倉札にみえることから、恐らく正保3年以降に少なくとも松坂・射和両地域で使用された両替相場であるといえよう。さらに相可の村田札でも金1両=銀66匁のレートが確認できるため、相可でも正保3年頃には普及していた可能性が高いが、金子での支払いは「隔年」であることが興味深い。

また、村田札では、「相場次第」と変動相場の文言の印章もみられるが、こちらの変動相場は富山札の事例を踏まえると、寛永12年から正保2年頃までの印章である可能性が高い。そのように考えると「相場次第」の文言のある中万の紺田札も、中万の支配が寛永12年に幕領から津藩領へと変化したことと、紺田札の発行者である紺田常勝の活躍時期をも考慮すると[北野1962]、寛永12年から正保2年頃までに発行された羽書ではなかろうか。

ともあれ、さらに金1両＝銀64匁のレートへの検討に移りたいが、これは山田羽書と密接な関係が想起できるため章を改めて検討する。

3. 山田羽書を基軸史料とした形態面での検討

前章での検討は射和羽書、とりわけ富山札を基軸としたものであったが、本章では、それ以外の初期羽書を基軸史料にしたい。それを考える上で、手がかりとなり得るのが、羽書の現物や関係史料が豊富な伊勢神宮領内の初期羽書、すなわち山田羽書や宇治羽書である [千枝 2013]。

まずは、前章で保留とした固定レートの問題に取り組んでみよう。金1両＝銀64匁は、山田の松村札をはじめ、一身田の高田倉札 [中林 1973] と丹生の梅屋札にみられる固定相場であるが、具体的にはいつ頃のレートであるかは不明である。しかし、伊勢神宮外宮門前町山田に居住する伊勢の御師や商人が発行した山田羽書は、山田の自治組織山田三方が、寛文8年(1668)11月9日付で「此度丁銀ト有之書付を直し羽書小判壹両ニ六拾四匁ニ直を相定新判出させ申候」と、券面に丁銀印が捺印されたいわゆる丁銀札の従来形態から、券面に銀64匁で小判1両の兌換を明記した形態に変更する旨を山田惣中に対し申し触れたことにより(神宮文庫蔵『神宮引付』)、山田羽書は、寛文8年から丁銀札から銀64匁で金1両の兌換を明記し金札的機能を帯びるようになり、価値の安定化が図られることとなった [日本銀行調査局 1970]。したがって、表I内にみえる伊勢神宮領の初期羽書のほとんどには、小判表記がないかわりに、丁銀表記がみられるのは、それらの特徴を持つ羽書は寛文8年11月以前の発行の羽書であることを示しているのである。また一方で、先に触れたNo9の松村札のみが、小判表記はあるものの丁銀表記は無いという形態面での特徴がある。さらに表Iにおける丁銀表記の無い同領内の初期羽書といえば、No7の千賀札もそのような特徴をもつ。

つまり松村・千賀両札は、丁銀印が無いため、寛文8年11月以降に発行された初期羽書(関係史料などから考えると、具体的には、No7は同月以降、No9

は同月から元禄10年(1697)2月27日までと推定)なのである。このような山田をはじめとする伊勢神宮領の羽書における金1両=銀64匁の固定レート
の導入時期、さらには正保4年(1647)までの動向を勘案すれば、一身田と丹
生における金1両=銀64匁の固定レートの導入時期は、慶安元年から寛文7
年(1648~1667)までの間(とりわけ、射和富山家の『羽書仕入帳』記載の最
終年次にあたる明暦2年(1656)頃)の可能性が浮上する。ともかく、小判と
の両替文言が記された羽書が複数確認できるということは、小額貨幣不足に対
応するために正貨との兌換においては、17世紀代の伊勢国の金遣い経済圏の
影響を受けて三重県内の広範囲に渡り金小判が利用されていたことを示して
いるのである[鹿野2011]。

また、慶長15・16年といった伊勢神宮領内の初期羽書(No.1~4・11)のみ
が「請取」表記となっていることも従来から注目される点であり[日本銀行調
査局1970]、慶長20年の山田御師白米新右衛門家の金銭帳簿内における羽書
記載でも同様の表記がみられる[千枝2011a]。

さらに表Iの券面表記【D】の①地域表記の欄をみると、宇治やそれ以外の
地域で発行された羽書では、地域表記は非常に大まかなもの(例えば、松坂羽
書発行の株仲間は松坂日野町の住人で組織されているが、地域表記としては日
野町の表記はみられないことなど)であるが、山田に限っては、山田の各町名
(河崎・一志・上中之郷・西河原・船江・下中之郷)が地域表記の単位になっ
ていることが特徴的である。これは後に述べるように非常に多くの羽書仲間が
成立している証というべきものである。

加えて、伊勢神宮領内の羽書には、①羽書の提示次第、券面にみえる金額の
丁銀を渡す(No.1・2・4~6・9~12)、②年度会計後の間違いは受けつけない
(No.1・5・10・11)、③2年を過ぎた羽書は無効(No.1~4・11)、④羽書取引時
の念入りな点検の喚起(No.2・3・6・11)、⑤間違いのある羽書は「取所」へ
返却(No.3・5・11)、⑥羽書組中の表記(No.5~10・12)、⑦裏判無き羽書の羽
書組中の保証の免責事項(No.5・7・8・10・12)、といった7点の取引の具体

像がわかる文言がみられる。特に、③羽書の有効期限が2年であるという文言は、初期山田羽書に特有の文言のように説明されることがしばしばあるが、実は、松坂羽書のはかりや札 (No 13) や相可羽書の村田札 (No 30・31) でもみられるため、伊勢神宮領の初期羽書のみにはみられるものではない。また、④念入りな点検の喚起についても松坂羽書 (No 14・16) や中万羽書 (No 27) でも類似の文言がみられる。さらに⑥羽書組中、すなわち羽書株仲間の存在についても、松坂 (No 14・15) では日野町2人組、白子 (No 29) では本町5人組 [中林 1973]、相可 (No 30・31) でも人数は不明ながらも「組中」が組織されているが、組員数がダントツに多いのは、やはり伊勢神宮領の羽書組であった。

表Ⅲは、表Ⅰの⑥人名の項で伊勢神宮領における羽書仲間のうちでメンバーが具体的に複数名確認できるものを取り出したものである。AからEまでをみると8名から10名のメンバーで構成されていることがわかる (なお、参考までにBとC以外の羽書株仲間については、16世紀末から17世紀代までの関連する人名がわかる史料がみられるため、それもあわせて提示した)。非常に券面の状態が悪い羽書が多く、羽書仲間の具体的な人名を知ることが困難な場合が多いが、推定も含めて判る範囲内で姓を検出する作業を行った。

まずは同姓者が多いことが全体の特徴の1つとして指摘できる。また、下一志組 (A) と下中之郷組 (D) の場合をみると、いずれも元禄10年 (1697) の羽書仲間に系譜的に繋がっているといえる。それに関連して、『宇治山田市史』 (宇治山田市役所 1929) に掲載された延宝4年 (1676) 12月14日付で竹村善七が差し出した「手形之事」には、「我等祖父以来羽書之請に御立被成被下別而私代に三方以前質物に上総之御道者市原之部七ヶ村御入被遊忝存候」とあり、下一志組の羽書仲間の竹村善七は祖父の代から連綿と仲間株は相伝されている旨を同組の杉木宗大夫に述べている。

以上を踏まえた上で、元禄10年時点での山田羽書の発行組及び推計発行高を示した表Ⅳの特に組員数をみてみると [千枝 2011b・2013]、5名から12名の間で羽書仲間が結成されているが、実のところ、その多くは8名から10名

表Ⅲ⑥A 下一志組の構成

太神宮御師人数之帳	一志 杉木吉太札	羽書屋惣中名寄
文禄3年(一志久保御師)	下一志与	元禄10年(壹志組)
福井七郎兵衛尉	□(杉カ)木□□(吉大カ)	杉木吉大夫(16番組頭)
同七兵衛尉	同〔杉木カ〕 □□	杉木惣右衛門
同兵八郎	□(藤カ)田□□(勤兵カ)	藤田勘兵衛
福田宗右衛門	丸井甚八	杉木権六
福田七兵衛尉	同〔丸井〕甚大	竹村安兵衛
同久吉郎	同〔丸井〕□ □(甚左衛カ)	丸井勘左衛門
孫福大夫	□(杉カ)木□ □(作兵衛カ)	丸井甚大夫
杉木長簡	同〔杉木カ〕宗□(大カ)	杉木作兵衛
杉木味右衛門	□□(竹村カ)□ □(善カ)	
丸井甚左衛門		
祝部源左衛門	下一志組計9名	
正住平右衛門	杉木 4	
正住善五郎	丸井 3	
久保大夫四郎	藤田 1	
藤井孫七郎	竹村 1	
藤井孫八郎	※上記は判読できた分の下一志組の組員の姓とその人数	
二本杉治兵衛尉		
二見孫兵衛尉		
赤塚七郎		
上田三七		
杉村善吉大夫		
杉村善太郎		
祝部宮福		
四頭大夫		
杉木作大夫		

表Ⅲ⑥B 西河原組の構成

野崎市三良札
西河原与(癸亥=元和9)
[]
□[]
□□(野崎カ)[]
大[]
藤[]
[]
[]
[]
[]

西河原組計9名
野崎1

※上記は判読できた分の西河原組の組員の姓とその人数

表Ⅲ⑥C 船江組の構成

松村六大夫札
船江羽書[]中
村松六大夫
森□左門
□□□□(中村五郎左カ)門
[]
□井[]
[]良[]
中川喜右門
高羽七□(左カ)[]

船江羽書組中計8名
松村1
森1
中村1
中川1
高羽1

※上記は判読できた分の船江組の組員の姓とその人数

表Ⅲ⑥D 下中之郷組の構成

太神宮御師人数之帳	来田家旧蔵資料	綿屋平二(三ヵ)札	羽書屋惣中名寄
文禄3年(下中之郷御師)	寛永20年(下中之郷住人)	下中之郷与	元禄10年(下中郷組)
吉久左衛門	藤田利左衛門	□□□(林茂左ヵ)衛門	高田仁右衛門(8番組頭)
堤半兵衛尉	内山又左衛門	□ □ 源衛門	林七郎右衛門
堤伊之助	林半右衛門	□ □ (堤長熊ヵ)大夫	秋山権兵衛
松尾六郎兵衛尉	三村多左衛門	高□□(矢部ヵ)三郎	西村伊左衛門
林治郎吉郎	高矢部次大夫	田□(中藤ヵ)二郎	矢濱七兵衛
林与三太	綿屋彦十郎	同[堤ヵ]□ □	高田九左衛門
綿屋彦兵衛尉	中西治右衛門	□(徳ヵ)矢治部	亀川権三郎
同孫兵衛尉	堤佐右衛門佐	同[田中ヵ]□(孫ヵ)大夫	坂井勘右衛門(9番組頭)
長熊屋	吉三左衛門尉	同[徳矢ヵ]清左衛門	藤田利右衛門
綿屋平六兵衛尉	高矢部甚五	□(綿ヵ)屋平三□(郎ヵ)	内山又左衛門
三村宗左衛門	左衛門		岩田久右衛門
徳屋清左衛門	田中孫大夫	下中之郷組計 10 名	祓や四郎右衛門
	林伝兵衛	林 1	松尾善大夫
	堤半兵衛	堤 2	岩田久大夫
	三村右京	高矢部 1	祓や四郎大夫
	徳矢半左衛門	田中 2	小田九郎大夫
	小倉や五郎左衛門	徳矢 2	林茂左衛門(10番組頭)
	田中藤二郎	綿屋 1	田中七郎大夫
	堤金右衛門	※上記は判読できた分の下中之郷組の組員の姓とその人数	同孫大夫
	村山八大夫		綿や平六兵衛
			徳矢清左衛門
			堤長大夫
			同長熊大夫
			徳矢治部

表Ⅲ⑥E 宇治組の構成

梅屋松大夫札	小川地喜俊氏旧蔵羽書質物書入証文
宇治羽書組中	承応4年(宇治組)
上野兵三	子富重三郎氏房
松川常松	椿宗右衛門光忠
子富宗太	梅谷清兵衛□□
山神勘太	上野清左衛門重□
子富宗次	子富宗大夫光次
上野満左	櫻井角大夫清忠
櫻井角太	山神主殿守延
椿宗衛門	上野三郎右衛門重国
梅谷松太	子富吉大夫正重
	玉串内記□□
宇治組計9名	
上野2	宇治組計10名
松川1	子富3
子富2	椿1
山神1	梅谷1
桜井1	上野2
椿1	山神1
梅屋1	櫻井1
	玉串1

※上記は判読できた分の宇治組の組員の姓とその人数

表Ⅳ 元禄10年(1697)時点の山田羽書の発行組及び推計発行高

組番	組名	組頭名	組員数	羽書高 (金1兩=銀64匁 1人前⇒羽書3,000匁)	羽書発行枚数(※〔 〕内⇒1人当りの発行枚数)				
					銀1匁札 〔2,700枚〕	銀5分札 〔300枚〕	銀3分札 〔300枚〕	銀2分札 〔300枚〕	組別 発行数
1	中嶋	喜多左大夫	9人	27,000匁	24,300枚	2,700枚	2,700枚	2,700枚	32,400枚
2	二俣	幾島孫大夫	8人	24,000匁	21,600枚	2,400枚	2,400枚	2,400枚	28,800枚
3	二俣	幾島八大夫	10人	30,000匁	27,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚	36,000枚
4	堤世古	谷口長右衛門	9人	27,000匁	24,300枚	2,700枚	2,700枚	2,700枚	32,400枚
5	上中郷	橋村市大夫	12人	36,000匁	32,400枚	3,600枚	3,600枚	3,600枚	43,200枚
6	上中郷	広田与三大夫	8人	24,000匁	21,600枚	2,400枚	2,400枚	2,400枚	28,800枚
7	上中郷	榎倉長助	6人	18,000匁	16,200枚	1,800枚	1,800枚	1,800枚	21,600枚
8	下中郷	高田仁右衛門	7人	21,000匁	18,900枚	2,100枚	2,100枚	2,100枚	25,200枚
9	下中郷	坂井勘右衛門	9人	27,000匁	24,300枚	2,700枚	2,700枚	2,700枚	32,400枚
10	下中郷	林茂左衛門	8人	24,000匁	21,600枚	2,400枚	2,400枚	2,400枚	28,800枚
11	八日市	高田(崎)彦右衛門	7人	21,000匁	18,900枚	2,100枚	2,100枚	2,100枚	25,200枚
12	八日市	山村丸右衛門	9人	27,000匁	24,300枚	2,700枚	2,700枚	2,700枚	32,400枚
13	大世古	松田八郎大夫	8人	24,000匁	21,600枚	2,400枚	2,400枚	2,400枚	28,800枚
14	大せこ	西村八郎兵衛	6人	18,000匁	16,200枚	1,800枚	1,800枚	1,800枚	21,600枚
15	一之木	服部久兵衛	9人	27,000匁	24,300枚	2,700枚	2,700枚	2,700枚	32,400枚
16	壺志	杉木吉大夫	8人	24,000匁	21,600枚	2,400枚	2,400枚	2,400枚	28,800枚
17	下久保	松田惣左衛門	10人	30,000匁	27,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚	36,000枚
18	西川原	来田市郎大夫	6人	18,000匁	16,200枚	1,800枚	1,800枚	1,800枚	21,600枚
19	舘	桑原石大夫	5人	15,000匁	13,500枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚	18,000枚
20	田中	川辺久兵衛	5人	15,000匁	13,500枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚	18,000枚
21	中世古	福市又大夫	9人	27,000匁	24,300枚	2,700枚	2,700枚	2,700枚	32,400枚
22	岩渕	岩田作兵衛	5人	15,000匁	13,500枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚	18,000枚
23	岡本	落合権大夫	11人	33,000匁	29,700枚	3,300枚	3,300枚	3,300枚	39,600枚
24	岡本	上部作大夫	11人	33,000匁	29,700枚	3,300枚	3,300枚	3,300枚	39,600枚
25	川崎	鈴木弥三兵衛	8人	24,000匁	21,600枚	2,400枚	2,400枚	2,400枚	28,800枚
26	前野	福市多兵衛	8人	24,000匁	21,600枚	2,400枚	2,400枚	2,400枚	28,800枚
27	宮後	長橋惣七	9人	27,000匁	24,300枚	2,700枚	2,700枚	2,700枚	32,400枚
28	下馬所	川北又兵衛	9人	27,000匁	24,300枚	2,700枚	2,700枚	2,700枚	32,400枚
合計	28組	28人	229人	687,000匁	618,300枚	68,700枚	68,700枚	68,700枚	824,400枚

※千枝 2011b 所収分を転載

程で成立していることがわかる。

つまり、元禄10年、すなわち17世紀末期の羽書株仲間が17世紀代の山田羽書における制度・機能面での完成形態と仮に位置づけるならば、羽書株仲間の構成人数等の面では既に17世紀前半にはその形成の萌芽がみられると評価できよう。

ともかく、以上までの検討から、少なくとも三重県内の初期羽書については、発行地域別の羽書の種別に余り関係なく、非常に多くの類似点があることが明らかになったが、それはすなわち、一部の初期羽書の形態情報のみで構築されていた従来の初期私札像の再考を促す成果といえるのである。

4. おわりにかえて

～山田羽書の「額面別用紙着色システム」と「直し羽書」

前章までで三重県内における初期私札の実像について、古紙幣学と経済史学との対話を視野に入れつつ、主に初期羽書の現物の形態面での観察をベースに若干の検討を行った。特に文字情報を十分に読み込むことで、多くの新事実が明らかになったと考えるが、紙幅の都合上ここでは結論は繰り返さない。

そのかわりに、初期羽書を素材とした古紙幣学と経済史学との共同作業的な最後の試みとして、山田羽書の用紙における金額面での色分けの問題、いわば「額面別用紙着色システム」について試論的な検討を行いたい。その問題を取り上げるにあたり、まずは関係史料といえる山田三方下役の河村勘兵衛と扇館三右衛門へ宛てられた触状写（個人蔵「承応3年山田三方等廻状綴」『来田家文書』）をみておこう。

一書令啓上候然者前野羽書与之内麻屋彦右衛門端書引申候二付下馬所両替
河北市郎兵衛方にて組中よりかへさせ申候間当月中二御持参被成候而御替
候様二御町々わき々迄被仰触被下候様二奉頼存候恐惶謹言

午ノ二月十三日 前野は書与中印

河村勘兵衛様

扇館三右衛門様 人々御中

ここには、承応3年(1654)に前野羽書組なる羽書発行仲間が、同組中所属の麻屋彦右衛門の羽書屋廃業にともない、町内(下馬所町)の両替商河北市郎兵衛方で麻屋発行の羽書を急ぎ引き換えるように山田三方から町々に周知するよう依頼していることが記されている。羽書の現物を除外すると、管見の限り本状が山田羽書の組名や組員名、またいわゆる羽書店の業務を行う両替商名、さらに両替屋の住所等が具体的にわかる文献上の初見事例となる。また、河北市郎兵衛は、山田下馬所町の両替商、前野組は山田前野町で組織された羽書組と思われるが、実は両町は近接しており、故に近世は山田下馬所前野町として一括されている。とすると、前野組は、町内の両替商といわば羽書取引上における業務提携を行っていたことになる。そのため、他の羽書株仲間と両替商においても同様の関係が成立し得る場合も想定できようが、ただ、当該期の関係史料が少ないため、ここでは見通しに留めておきたい。

いずれにせよ、この史料より、承応3年には、羽書株仲間からの辞退者も現われ、山田羽書発行自体のデメリットもこの頃には顕在化していたことは明らかである[千枝2013]。そして、この廻状が出された約半年後には、山田三方は、次のような触状を山田惣中宛に出している(個人蔵「承応3年山田三方等廻状綴」『来田家文書』)。

急度申入候頃古は書多候ては書屋へかへニ参候得とも何角遅々させ候由不届二候早々かへ可申旨は書屋中へ申触候間古は書之分ハかへニ可被遣候惣而は書新敷念を入仕かへ候之様ニ申付候其上にてにせは書なをしはかきなと取やり仕もの候ハ、相改とりかへ候やう二町々にても可被申付候油断有間敷候已上

午八月六日 三方

山田惣中

これによると山田三方は、近頃羽書店が、古羽書が増えたことを理由に羽書交換業務を遅滞させているため、その是正を勧告し、その上で「にせは書なを

しはかき」を取り扱う者がいた場合、それらの羽書を交換するように申し付けている。文字通り「にせは書」は偽羽書、すなわち偽造の羽書であるが、「なをしはかき」は「直し羽書」とでも表記できようが、一体どのような羽書であろうか。確実にいえるのは、明らかに偽造された羽書とは別な存在ではあるものの、偽羽書同様に取締対象となった羽書であることである。また主眼となる内容は、羽書店の古羽書の適正な交換業務であるわけであるから、「なをしはかき」は新券ではなく古券に多い羽書であることが推測できる。

ところで、山田羽書は、その様式が定型化されていたことはよく知られている〔日本銀行調査局 1970〕。特に羽書券面の様式は一定化され、額面ごとに用紙は色分けされていた。最も高額なのは、白色の1匁札の羽書であり、次に高額な羽書は5分札で青色、次が3分札で赤色、最後が2分札の黄色、という計4種の羽書が存在している（なお、維新时期には4匁札の度会府札が発行されたこともあるが、これは例外的存在である）。

いわゆる元文期・寛政期の山田羽書改革においても、山田奉行は、この慣行を踏襲した形での制度改革を実施しているが〔藤井 2012〕、それでは、このやり方は、いつまで遡るのであろうか。史料不足から、従来の研究ではその点が注目されてこなかったが、元禄元年（1688）に山田羽書仲間に新規加入した中嶋組に所属する長田庄右衛門家に伝来した竖帳「山田羽書見本刷等覚書」（個人蔵『長田庄右衛門家文書』）には〔千枝 2013〕、それを考える上で興味深いメモが記されている。貴重な内容であるため、史料紹介も兼ねて煩雑ではあるが以下に該当箇所を掲載する。

一 宝永元甲申年七月羽書おしかへ	紙白式百枚 十四ツ、切
紙粉拵ちん壱人前ニ五匁八文ツ、濟	羽書ニメ式千八百枚
手間取小使兩人	おし式貫七百匁残り百枚
	おしそこない三方へ上ル
青かミ 式千式枚 十四切メ三百八枚内三百枚	は書八枚余 右同断上ル
柿かミ 同断 同断	同断
黄かミ 同断 同断	合三貫め分出
	同断

此度羽書ノ書様 壹匁預 如此ほそく 伍分預 如此墨くろニふとく
 參分預 如此すみくろニ 貳分預 如此すみ黒ニ
 此方は書ハ 壹匁ハ 折め上シ 残り小は書ハ 折め下ニ仕事申候
 是ハなをし之時之印ニ仕候 重而古時引かへ之時以是改引かへ可渡候間
 は書印おし之事一枚ツ、新板を残し置可申候 以上

(中略)

覚

- 一 宝永元甲申秋ノ新板被仰付紙うけ取かミ代
 仕様そめ代共ニ弘方前ニ有 小使へ払
 右之羽書後貳年乙酉春御奉行長谷川周防守様御一覽被成御吟味之上
 山田惣中にて印付并仕立あしき分御ゑり出し被成重而かミ渡りそめさせ
 此代六匁六分四文 そめちん代
 は書ニ急進入申様ニ令被為仰付候ニ付仕様判配ハ前之ことく絵具ニ
 おし候様ニ進入おし申候此方悪悪羽書 壹匁分 八百七十三匁 仕直し出ス
 五分分 百五十匁
 三分分 九十匁
 二分分 八匁

元禄 宝永二乙酉年
マ

うけ取候

紙之あまり

一匁分 廿七枚

五分分 一枚半

三分分 一枚

二分 半枚

返候節

ここには、宝永元年（1704）の長田庄右衛門家発行の山田羽書の製造工程の一部が記されている。かなり詳細なメモであるため、仔細に検討すれば様々なことが判明するのであるが、行論の関係上、ここでは、①「なをし之時之印」という言葉がみえること、②1匁札より額面の小さな羽書は、「小は書」と呼

ばれていること、③白・青・柿・黄の4色に紙が区別されていること、の3点のみを指摘することに留める。いずれも経済史学のみならず、古紙幣学にも影響を及ぼす記述ということができよう。特に③、すなわち色分けの問題が既に宝永元年には行われていたことが文献で押さえられたことが重要である。つまり、18世紀初頭には、先に述べた山田羽書の「額面別用紙着色システム」は確実に実行されていたのである。

とするならば、前章の最後で、元禄10年が17世紀代における制度・機能面での山田羽書発行の完成年度であると位置づけし得ることを指摘したが、着色の方法も、元禄10年までは遡る可能性が高いのではなからうか。そのように考えた場合、実は、『図録日本の貨幣』第6巻には、日本銀行が所蔵する同年(丁丑)と推定されている中嶋組の徳田市兵衛の2分札の図版が掲載されており、それは良く見ると紙は黄色である。

つまり、やはり元禄10年段階で「額面別用紙着色システム」は採用されていたといえるのであるが、恐らくはこの時がはじめての試みであったと思われる。

というのも、承応3年には、羽書発行を廃業するなど、発行のデメリットが顕在化し、さらに偽羽書や「直し羽書」が流通するという事態に陥っていたことは、先に触れた通りである。恐らく「直し羽書」というのは、額面が改ざんされた古羽書(例えば2分札を1匁札に墨書し直す不正な操作が施された羽書)のことではないかと考えられるからである。現在のところ、山田羽書を含む三重県内の初期羽書は全て額面に関わらず白色となっている。そのため、新品や、あまり汚れていない場合はたとえ額面を改ざんされてもそれが発覚しやすいと思われるが、表面の磨耗や汚濁が激しくなった場合、額面を容易に改ざんされる可能性は極めて高かったと想定できる。しかし、一定の規則のもとで額面毎に用紙への着色がなされているならば、額面を改ざんする行為の抑止力としての効果が期待できると思われる。すなわち、用紙自体の色が異なっているため、他の金額に付け替えることはほぼ不可能と考えられるからである。

従来、山田羽書における「額面別用紙着色システム」の導入理由については、識別し易いという流通上の利便性から説明がなされていたが〔千枝 2011b〕、実はその意味よりも、本来は「直し羽書」の発生防止のためだったのではないだろうか。

さらに、大和下市町銀札などの他国の初期私札では山田羽書に先駆けて「額面別用紙着色システム」が採用されているが、そこから着想を得て元禄10年に三重県内の初期羽書の中でいち早く「額面別用紙着色システム」を山田羽書が採用したのではなかったか。

したがって、仮にそう捉えるならば、古紙幣学的にみれば、17世紀代の山田羽書を考える上で元禄10年はまさに画期となる年といえようが、ともかく、この問題の根本の解決には、より一層の古紙幣学と経済史学との対話が必要になることはいうまでもない。

主要参考文献

- 荒木豊三郎『お札』（いそべ印刷所 1968）
 岩橋勝「本学所蔵興平コレクションについて―死蔵されていた藩札類の全貌に迫る」（『松山大学図書館報熟田津』36 2005）
 『宇治山田市史』（宇治山田市役所 1929）
 河原一夫『江戸時代の帳合法』（ぎょうせい 1977）
 紀州古泉会編『三重県郷土資料叢書 99 紀州紙幣史の研究』（三重県郷土資料刊行会 1985）
 北野重文「中万の紺田札研究」（『三重の古文化』30 1962）
 倉林重幸「作道洋太郎名誉教授旧蔵藩札類目録」（『大阪大学経済学』56 2007）
 『松阪市史 12 史料篇 近世（2）経済』（勁草書房 1983）
 国立史料館編『史料館叢書 別館Ⅱ 江戸時代の紙幣』（東京大学出版会 1993）
 鹿野嘉昭『貨幣の経済学』（東洋経済新報社 2011）
 『多気町史 通史編』（多気町 1992）
 千枝大志『中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織』（岩田書院 2011a）
 千枝大志『図録 特別企画展 藩札と羽書～松阪のエコマネー』（松阪市立歴史民俗資料館 2011b）
 千枝大志「貨幣流通」（『伊勢市史 近世編』伊勢市 2013〔予定〕）
 豊田武他編『体系日本史叢書 13 流通史Ⅰ』（山川出版社 1969）

- 中林正三『三重県郷土資料叢書 56 河芸郡史（復刊）』（三重県郷土資料刊行会 1973）
『通貨研究資料 20 山田羽書の事歴』（日本銀行調査局 1970）
日本銀行調査局編『図録日本の貨幣』2・5・6（東洋経済新報社 1973～75）
『図録 特別陳列 福井藩札と江戸時代の貨幣』（福井市立郷土歴史博物館 2011）
藤井典子「幕府による山田羽書の製造管理」（『金融研究』31-2 2012）
武藤和夫『日本貨幣法制史』（三重大学法制史学会 1956）
村田隆三「藩札研究史覚え書き」（『千葉商大論叢』40-4 2003）
山崎宇治彦他『射和文化史』（射和村教育委員会 1955）